

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月29日
【事業年度】	第8期(自平成22年6月1日至平成23年5月31日)
【会社名】	三協・立山ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sankyo-Tateyama Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 藤 木 正 和
【本店の所在の場所】	富山県高岡市早川70番地
【電話番号】	高岡局(0766)20-2122
【事務連絡者氏名】	経理部長 吉 田 安 徳
【最寄りの連絡場所】	富山県高岡市早川70番地
【電話番号】	高岡局(0766)20-2122
【事務連絡者氏名】	経理部長 吉 田 安 徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年8月29日に提出いたしました第8期（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(退職給付関係)

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(税効果会計関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 5 月31日)
偶発債務(債務保証) 連結会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。 三精建材(株) 89百万円 射水ケーブルネットワーク(株) 82百万円 従業員 34百万円 206百万円	偶発債務(債務保証) 連結会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。 <u>(株)いわき住協サッシセンター</u> 102百万円 三精建材(株) 69百万円 射水ケーブルネットワーク(株) 54百万円 従業員 19百万円 247百万円
なお、共同保証における連帯保証については、保証総額を記載しております。 射水ケーブルネットワーク(株)については、他の連帯保証人と合意した当企業集団の負担割合は34%であります。	なお、共同保証における連帯保証については、保証総額を記載しております。 射水ケーブルネットワーク(株)については、他の連帯保証人と合意した当企業集団の負担割合は34%であります。

(訂正後)

前連結会計年度 (平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 5 月31日)
偶発債務(債務保証) 連結会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。 三精建材(株) 89百万円 射水ケーブルネットワーク(株) 82百万円 従業員 34百万円 206百万円	偶発債務(債務保証) 連結会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。 <u>(株)いわき住協サッシセンター</u> 9百万円 三精建材(株) 69百万円 射水ケーブルネットワーク(株) 54百万円 従業員 19百万円 154百万円
なお、共同保証における連帯保証については、保証総額を記載しております。 射水ケーブルネットワーク(株)については、他の連帯保証人と合意した当企業集団の負担割合は34%であります。	なお、共同保証における連帯保証については、保証総額を記載しております。 射水ケーブルネットワーク(株)については、他の連帯保証人と合意した当企業集団の負担割合は34%であります。

(退職給付関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。	1 採用している退職給付制度の概要 主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
--	--

1 採用している退職給付制度の概要

主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。

また、一部の連結子会社が加入する厚生年金基金は総合設立型であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準(企業会計審議会：平成10年6月16日)注解12(複数事業主制度の企業年金について)により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該複数事業主制度のうち、軽金属製品厚生年金基金に関する事項については、次のとおりであります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年3月31日現在)

年金資産の額	11,214百万円
年金財政計算上の給付債務の額	16,377百万円
差引額	5,163百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自20年4月1日 至21年3月31日)

21.2%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,524百万円および繰越不足金3,638百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間15年の元利均等償却であり、当社グループは、当連結会計年度の連結財務諸表上、特別掛金46百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金3,638百万円については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなっております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

1 採用している退職給付制度の概要

主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。

また、一部の連結子会社が加入する厚生年金基金は総合設立型であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準(企業会計審議会：平成10年6月16日)注解12(複数事業主制度の企業年金について)により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該複数事業主制度のうち、軽金属製品厚生年金基金に関する事項については、次のとおりであります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)

年金資産の額	12,811百万円
年金財政計算上の給付債務の額	14,908百万円
差引額	2,097百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自21年4月1日 至22年3月31日)

20.9%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,276百万円および繰越不足金821百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間15年の元利均等償却であり、当社グループは、当連結会計年度の連結財務諸表上、特別掛金42百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金821百万円については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなっております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

